

荒尾市パブリックコメント手続実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等の市政への参画の機会を広げ、より透明性の高い市政運営を図ることを目的とするパブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の政策の企画立案過程において、広く市民等に意見を求め、その意見を考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表するための、市政に係る意見公募手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、市民等を対象とした実施機関の政策に関して企画立案過程にある案で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「素案」という。）とする。

- (1) 市の政策に関する基本構想、基本方針、基本計画等の策定又は変更の案
 - (2) 市の政策に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例並びに議員が提案する条例を除く。）の制定又は改廃の案
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する政策の意思決定については、パブリックコメント手続の対象としない。
- (1) 意見聴取の手続が法令等により定められているもの

- (2) 公益上、緊急に政策の意思決定を行う必要があるもの
- (3) 法律又は条例に基づく附属機関がパブリックコメント手続と同様の手続を経て策定した答申等を受けて意思決定を行うもの
- (4) 法令等の制定又は改廃に伴い当然整備が必要とされるもの又は軽微な変更であるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の長が認めるもの
(素案の公表)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する場合には、政策の企画立案過程における適切な時期に、対象となる素案及びこれに関連する資料等を公表し、当該素案に対する市民等の意見を広く求めなければならない。

2 前項の規定により公表する素案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。

3 素案の公表については、市の広報紙及びホームページへの掲載並びに次に掲げる場所での閲覧及び関係資料の配布によって行い、広く市民等への周知を図るものとする。

- (1) 当該素案の担当部署
- (2) 市役所総合案内窓口
- (3) 市役所情報公開コーナー
- (4) 荒尾市市民サービスセンター
- (5) 荒尾総合文化センター
- (6) 小岱工芸館
- (7) メディア交流館
- (8) みどり蒼生館
- (9) 万田炭鉱館
- (10) 中央公民館

(意見提出の期間及び方法)

第5条 市民等が素案に対する意見を提出するための期間は、当該素案の公表の日から起算して30日を基準として、実施機関が定める。

2 市民等は、素案に対する意見を提出する場合は、荒尾市パブリックコメント意見提出書(様式)に必要事項を記入して、郵便、ファクシミリ、電子メール、担当部署への書面持込みその他実施機関が認める方法により提出するものとする。

(提出意見の考慮)

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策の意思決定を行わなけれ

ばならない。

(結果の公表)

第7条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策の意思決定を行った場合には、これを公表する際に、次に掲げる事項を公表しなければならない。なお、必要に応じ、整理又は要約したものを公表することができる。

- (1) 提出された意見の内容（意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (2) 提出された意見を考慮した結果及びその理由
- (3) 提出された意見に対する実施機関の考え方

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、提出された意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該意見の全部又は一部について公表しないことができる。

(対象事項一覧の作成)

第8条 実施機関は、市民等の利便に資するため、パブリックコメント手続を行っている対象事項及び過去に行った事項の一覧を作成し、市のホームページ等に掲載して公表する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に企画立案過程にある政策については、適用しない。ただし、実施機関の長が必要と認める場合は、この告示の規定の例による手続を実施することができる。

附 則 (平成30年6月11日告示第64号)

この告示は、平成30年7月1日から施行する。